

有機JASと旧ガイドラインの違いを知っていますか？①

## 有機JAS検査員が教える認定取得のここがポイント!!

オーガニック・ランド株式会社 代表取締役 一百野 昌世



# Report

### ■認定国内生産行程 管理者数909件

9月10日付けの農林水産省消費技術センターより発表された有機JAS認定件数は、生産行程管理者（農産物の生産グループ）が国内909件、海外74件、計983件です。

1件の生産行程管理者には、農家1軒の申請から数十人のグループの申請など様々で、仮に平均が2軒の申請とすると、認定を受けた国内生産農家は1818軒となり、平均が4軒とすると3636軒の農家が有機認定取得した計算になります。この数字が多いと感じますか、少ないと感じますか？ ちなみに、認定製造業者は国内532件、海外105件、計637件です。

### ■有機JAS規格が 意味するものは？

有機JAS認定を取得しようとするのなら、まず敵を良く知ることが必要です。下の表から分かるように、有機JAS認定における有機農産物の定義は、ガイドラインの定義とは大きく異なります。有機農産物を生産することが自然への環境負担を減らし、自然の循環機能を助けまた補強する活動であると定義されており、その目的は自然循環機能の維持増進で、無化学肥料、無農薬栽培の強要ではないからです。

そのため有機農産物は完全な無化学肥料、無農薬栽培ではないのです。何故ならば無化学肥料、無農薬栽培を行なうことが目的ではないからです。

### ■ JAS 認証制度の 目的は？

ガイドライン時代とJAS認証制度の大きな違いは第三者認証制度で、生産者自身でもなく、出荷先でもなく、利害関係のない第三者（国に登録された

認定機関）によって確認するという点です。では、認定機関は何を確認して認定を出すのでしょうか？

栽培される圃場の土壌肥沃度、圃場環境、作物の生育状況、使用資材、病虫害対策手法、栽培記録などJAS規格に適合しているかどうかの確認のみではありません。JAS規格に準拠して生産販売しうる生産者かどうか、つまり、**JAS規格に適合した農産物のみを自分達で自己確認（格付）して出荷できるルールがあり、そのルールに則り運用され、それを第三者に説明するための証としての帳票類が残されているかどうか**を確認して認定を出します。つまりJAS規格に適合しているかの基準確認と、運用システムが完備され実行しうる体制が出来ているかの自己格付可能システム確認の2本立ての認証なのです。

記帳が増えて大変だと嘆かれる方も多いと思いますが、簡単に出来る最低限必要な記帳をすればよいのです。有機JAS認証制度は法律です。罰則規定もあります。記帳はあらぬ疑いを掛けられないようにする為の自己防衛手段でもあるのです。

#### ガイドラインの有機農産物とJAS規格の有機農産物の違い（概要）

	JAS規格の有機農産物（新）	ガイドラインの有機農産物（旧）
定義	次の条件を満たす圃場で生産されたもの	
目的	農業の自然循環機能の維持増進を図る	
方法	化学的に合成された肥料農業の使用を避ける 土壌の性質に由来する農地の生産性を発揮させる 農業生産に由来する環境負担を低減した栽培管理 必要期間 多年生作物 …収穫前3年間 その他 ……播種定植前2年間 ※転換中の表示は、収穫前1年間	化学合成資材の使用を禁止して3年以上経過し、堆肥による土づくりを行なう
肥培管理	圃場生産物残渣由来の堆肥の施用が基本 ※入手困難な場合 別表1の肥料や土壌改良資材のみ使用可能	無化学肥料栽培 (作物の生長に不可欠な微量要素肥料を除く)
有害動植物の管理	耕種の防除、物理的防除、生物的防除が基本 ※防除不可能な場合 別表2の農薬のみ使用可能	無農薬栽培 (無機硫黄剤、無機銅剤、フェロモン剤等作物や圃場に直接施されない農薬を除く)

今回は、有機JAS制度の本質についてでしたが、次号からはもっと具体的な観点でのポイントを説明したいと思います。有機認定取得について質問事項がありましたら、Radixの会事務局までお申し出下さい。

追記：先日9月5日農林水産省主催で登録認定機関を集めて会議が持たれました。その際のテーマの一つは資材についてでした。その中でニーム抽出製材は農業登録が取得されていないため、有機認定許容資材とは認めないと公式発表されました。御注意ください。

#### プロフィール

##### 一百野昌世（いおのまさや）

現在登録認定機関6ヶ所の農産物と加工食品の契約検査員として活動する傍ら、認定取得希望者への早期認定取得、許容資材の調査開発、販売斡旋などの総合コンサルティング業務を行っている。JOIA（日本オーガニック検査員協会）技術委員。